

新小山市立博物館整備基本計画策定業務委託 仕様書

1. 業務目的

小山市（以下、「本市」という。）では、本市とその周辺の郷土資料の収集保管、調査研究、教育の場としての小山市立博物館（以下、「現博物館」という。）の役割を継承・強化し、「田園環境都市おやま」を創った人と自然、人と人、人と文化の多様な「つながり」を再発見し、郷土の誇りとして継承した新たな博物館（以下、「新博物館」という。）の整備を進めている。

本業務委託は、令和6年5月策定予定の「新小山市立博物館整備基本構想」（以下、「基本構想」という。）を基に、有識者や関係者の意見を踏まえ新博物館が持つべき基本機能や規模・配置の検討、令和4年度に策定された「間々田のじゃがまいた伝承館整備基本計画」（以下、「伝承館基本計画」という。）の内容を最大限尊重しつつ、両施設の一体的な整備の検討を行い、新小山市立博物館整備基本計画として取りまとめを行うものである。

2. 委託箇所概要

項目	内容
地名地番	小山市大字間々田2431番3
敷地面積	約 6,638 m ²
登記地目	畑
用途地域	第1種住居地域
建ぺい率／容積率	60% / 200%
防火指定	なし（法22条・23条区域内）
高さ制限	なし
斜線制限	道路：あり、隣地：あり、北側：なし
日影規制	5.0h－3.0h / 4.0m
地区計画等	なし
その他	・敷地は令和6年度中に取得予定。 ・敷地測量業務、地質調査業務等は今後発注予定。

3. 業務内容

業務内容は以下のとおりである。

（1）現博物館の現状の把握および意見の整理・分析

策定された基本構想を基に、現博物館の収蔵品のボリュームと収蔵庫・収蔵施設の調査、博物館職員並びに博物館関係者への聞き取りを行い、現状の課題を把握し整理を行う。

（2）市民アンケートの実施

新博物館並びに間々田のじゃがまいた伝承館の整備の方向性を検討するにあたり、広く市民の意向を把握するため市民アンケートを実施する。なお、アンケートの内容・実施方法及び対象者は受託者と協議した上で決定する（発送・回収等の経費は市事務局の支払いによる）。

(3) 関連業務受託者への情報提供及び連携

本業務委託に関連する業務として「新小山市立博物館民間活力導入可能性調査」（以下、「導入可能性調査」という。）の実施を予定している。導入可能性調査は本業務とは別に事業者募集を行い発注するため、当該業務の受託者から情報提供を求められた場合、速やかに情報提供を行うこと。また、当該業務との効果的な連携を考慮し本業務を遂行すること。

(4) 新博物館の基本機能の検討

策定された基本構想を基に、整備に係る法令や関連計画等の基本的条件を整理した上で新博物館の基本機能の検討を行う。

(5) 新博物館と間々田のじゃがまいた伝承館の一体的な整備の検討

策定された基本構想、伝承館基本計画を基に、新博物館と間々田のじゃがまいた伝承館との一体的な整備の検討を行う。

(6) 施設計画の検討

策定された基本構想、伝承館基本計画を基に、新博物館並びに間々田のじゃがまいた伝承館に必要な規模・機能、構成等について検討し、建設候補地における条件を整理し、敷地配置計画、機能構成概念図、諸室計画、諸室面積、基本図面を作成する。

(7) 事業手法及び管理・運営計画の検討

策定された基本構想、伝承館基本計画及び導入可能性調査の結果を基に、PPP/PFI（官民連携手法）を含めた管理運営計画の検討を行う。なお、事業手法は導入可能性調査の結果を参照するものとする。

(8) 概算事業費及びスケジュールの試算

基本計画、伝承館基本計画及び導入可能性調査の内容を踏まえ、整備に要する概算事業費（建築設計費、展示設計費、建築工事費、展示制作費等）、開館までのスケジュール、今後必要となる業務内容及びその費用を試算する。

(9) 懇話会への出席・運営支援

「新小山市立博物館整備検討懇話会」「間々田のじゃがまいた伝承館整備検討懇話会」の会議開催にあたり、資料作成及び説明補助等の支援を行う（開催経費は市事務局の支払いによる）。懇話会はそれぞれ3回程度を予定しており、開催後は議事録を作成し報告書に添付する。

(10) 報告書の作成

前項までの検討結果を報告書（新小山市立博物館整備基本計画）として取りまとめを行う。

(11) 打合せ及び議事録の作成

受託者は業務の遂行にあたって本市との打合せを綿密に行い、打合せの議事録を作成するとともに、進捗状況を随時報告すること。なお、打合せは対面又は遠隔（リモート）による。

4. 履行期間

契約締結日から令和7年2月28日まで

5. 成果品

- (1) 報告書 (A4 版 ファイル綴じ) … 1 部
- (2) 電子データ (CD-ROM 又は DVD-ROM) … 1 式
成果品の電子データは、PDF のほかで編集可能なファイル形式 (Microsoft Word、Excel、PowerPoint 等) のものもあわせて納品すること。

6. 著作権等の権利

成果品の帰属については次の通りとする。

- (1) 受託者は、成果物の著作権を著作権法第 27 条及び 28 条の規定による権利も含めて本市に無償譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、成果物に関する著作者人格権を行使しないものとする。
- (3) 前各号の規定に関わらず、成果物に受託者が既に著作権を保有しているもの (以下、「著作物」という。) が組み込まれている場合、当該著作物の著作権は受託者に帰属するものとする。この場合において、受託者は本市に対し、当該成果物を本市が使用するために必要な範囲で、著作権法に基づく利用を無償で承諾するものとする。

7. その他

- (1) 受注者は、関係諸機関の法令等を遵守し、かつその指示に従い慎重に業務を行うこと。
- (2) 受注者は、業務の詳細及び作業範囲について発注者と連絡を密にとり、その意図や目的を十分に理解した上で業務を実施すること。また、業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行うこと。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者へ定期的に報告を行うこと。
- (4) 原則として本業務の再委託は認めない。ただし、契約業務の一部を委託する場合については、事前に発注者の承諾を得ること。
- (5) 成果品の納品後であっても、種類・品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合は、受注者の負担で直ちに補正しなければならない。ただし、発注者の責めによる場合は、この限りではない。
- (6) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者と協議の上、定めることとする。

8. 問い合わせ先

〒323-8686 栃木県小山市中央町 1 丁目 1 番 1 号 庁舎 6 階
小山市 理財部 公共施設整備課 施設整備係 担当：小山、伊藤
TEL：0285-22-9348 / FAX：0285-22-8972
E-mail：d-kokyoseibi*city.oyama.tochigi.jp (セキュリティ上、*を@と読み替えること)